

2022年10月6日

横浜刑務所
所長 柴崎 正文 殿

神奈川県弁護士会
会長 高岡 俊之

勧告書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿に対し、以下のとおり勧告いたします。

勧告の趣旨

横浜刑務所が、被収容者に対し、閉居罰の受罰姿勢として正座又は安座の姿勢を強制することは、体罰と同様の苦痛を与えることになり、違法である。よって、かかる強制を直ちに中止するよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

2020年（救）第3号 A 申立事件

2022年9月6日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 高岡俊之 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 櫻井みぎわ

頭書事件につき、その調査の結果を以下のとおり報告する。

第1 申立の概要

閉居罰の際に、午前7時40分から午後4時50分まで（昼休憩の11時50分から12時30分は除く）、正座かあぐらをかいて両手は指先を揃えて太ももの上に置かなければいけない。足を伸ばすためには許可がいる。壁に寄り掛かることも許されない。休憩がない。甲府刑務所、新潟刑務所、名古屋刑務所では、午前・午後に各10分ずつの休憩がある。腰が痛いという人もおり、自分もしんどい。

今回の閉居罰では、申立人は上記の姿勢をとらないことにしている。しかし、反抗として調査を受けており、更に閉居罰を受けると思う。

4舎2階は看守が1人のため、一度見回りに来ると、その後10分くらいは来ないので、その間に勝手にストレッチをしている。今のところ見つからないか、又は黙認されている。

第2 相手方の主張

横浜刑務所長平成23年10月27日付け達示第34号「閉居罰受罰者処遇要領の制定について」において、「3 基本の姿勢 閉居罰は、自己が犯した反則行為について、自ら反省し、今後同様の反則行為をじゃっ起することのないよう謹慎する期間であることに鑑み、指定された時間帯については、原則として、居室内の所定の場所に安座又は正座にて着座させ、不体裁な態度をとらせないこと。」と定めて、閉居罰中は作業をさせず、居室中央で居室扉に正対し、正座又は安座の姿勢で謹慎させることとしている。

壁に寄り掛からせずに原則として正座又は安座させることは、謹慎させる方法として必要かつ相当である。

医師による診察の結果、膝を屈折することが困難であると医学的に認めるときは、足を伸ばして座る許可を与えている。

2020（令和2）年5月25日、同年4月3日午前9時7分頃、閉居罰執行中であつた申立人が、職員の指示に従わず、定められた受罰姿勢をとらなかつたことについて、他の5つの反則事案を含めて、閉居50日の懲罰を科すことを決定し、翌26日、執行を開始したことがある。

第3 当委員会の認定した事実

相手方は、閉居罰の執行に当たって、処遇要領に基づき、被収容者に対して正座または安座の姿勢をとらせるものとしているところ、2020年4月3日にこれに従わずに同姿勢をとらなかつた申立人に対し、そのことを理由の1つとして、同年5月25日に閉居罰50日の懲罰を科すことを決定し、翌26日、執行を開始した。

第4 法令・先例等

1 憲法及び国際人権保障基準の定め

(1) 憲法36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(2) 市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）7条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学実験を受けない。

(3) 国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）43条

1項 どのような状況下においても、制限又は規律違反への制裁は、拷問その他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰にあたるものであってはならない。特に、以下の実務は禁止される。

(a) 期間を限定しない独居拘禁

(b) 長期にわたる独居拘禁

(c) 暗い、ないしは常時点灯された居室への被拘禁者の収容

(d) 体罰又は食糧や飲料水の削減

(e) 集団的処罰

2項以下、略

2 法令等の定め

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

(目的)

1条 この法律は、刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

(懲罰の種類)

151条

1項 受刑者に科する懲罰の種類は、次のとおりとする。

1～5号 略

6号 30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の者について、特に情状が重い場合には、60日以内）の閉居

2項 前項第2号から第5号までの懲罰にあつては2種類以上を併せて、同項第6号の懲罰（以下この節において「閉居罰」という。）にあつては同項第5号の懲罰と併せて科することができる。

(閉居罰の内容)

152条

1項 閉居罰においては、次に掲げる行為を停止し、法務省令で定めるところにより、居室内において謹慎させる。

1号 第41条の規定により自弁の物品（刑事施設の長が指定する物品を除く。）を使用し、又は摂取すること。

2号 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の教誨を受けること。

3号 書籍等を閲覧すること。

4号 自己契約作業を行うこと。

5号 面会すること（弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

6号 信書を発受すること（弁護士等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

2項 閉居罰を科されている被収容者については、第57条の規定にかかわらず、その健康の保持に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限する。

3項 閉居罰を科されている受刑者には、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を行うものとする。

(懲罰の執行)

156条

1項 略

2項 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たっては、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

(2) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則

(閉居罰の執行方法)

86条

1項 閉居罰を科されている受刑者の居室は、単独室とする。ただし、刑事施設の長が閉居罰の執行に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2項 刑事施設の長は、閉居罰を科されている被収容者について、法に定めるところによるほか、謹慎させるため必要な限度で、その生活及び行動を制限することができる。

(運動の機会の付与)

87条 閉居罰を科されている被収容者に運動の機会を与える日数は、1週間につき1日を下回ってはならない。

(3) 閉居罰受罰者処遇要領（横浜刑務所長平成23年10月27日付け達示第34号「閉居罰受罰者処遇要領の制定について」）

2項 受罰時の指導等

- (1) 閉居罰を執行される被収容者（以下「受罰者」という。）を収容する居室棟の担当職員等（以下「担当職員等」という。）は、閉居罰の執行に際し、受罰者に閉居罰の意義を告知し、受罰事案に対する反省を促すよう指導すること。

3 項 基本の姿勢

閉居罰は、自己が犯した反則行為について、自ら反省し、今後同様の反則行為をじゃっ起することのないよう謹慎する期間であることに鑑み、指定された時間帯については、原則として、居室内の所定の場所に安座又は正座にて着座させ、不体裁な態度をとらせないこと。

5 項 健康診断等

担当職員等は、受罰者の動静を綿密に視察し、心身の異常を認められた場合は、直ちに医師の診察を受けさせるなどの適切な処置を講ずること。

なお、閉居罰執行開始前に受罰者の健康状態について、医師の意見を聴取すること。

3 弁護士会による勧告等

- (1) 2003年1月10日横浜弁護士会から横浜刑務所長に対する勧告の要旨
申立人は横浜刑務所に在監中であつたところ、軽屏禁中、懲罰姿勢として、正座または安座を強いられた。また、特定の時間は正座のみを強いられた。このことは、体罰と同様の苦痛を与えることになり、違法なものである。よつて、反省を促す手段として現在実施されている正座ないし安座の強制を直ちに廃止するように勧告した。
- (2) 2011年12月26日島根県弁護士会から松江刑務所長に対する勧告の要旨
申立人3名は、松江刑務所の在監者及びかつて在監していた者である。

相手方が、申立人3名に対して、閉居罰中に、正座または安座の保持を強制したことは、憲法第36条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）第7条、第10条、国連被拘禁者処遇最低基準規則第27及び第31、並びに、形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則の原則1及び原則6に抵触するため、直ちにやめるよう勧告し、また、上記同様の理由により、相手方において、「受罰者の心得」中、閉居罰中の受罰姿勢として、正座または安座の保持を強制している規定を直ちに廃止し、かかる取扱いを止めることを勧告し、さらに、少なくとも正座または安座の姿勢を維持させることによって健康状態が悪化するおそれのある受刑者に対して、これを強制することは、身体に対する危害を加えるのと同じであり、「残虐な刑罰」に該当するものと考えられるため、これらの者に対する正座または安座の強制は、至急やめるよう勧告した。

- (3) 2012年7月2日群馬弁護士会から前橋刑務所長に対する要望の要旨（ただし、閉居罰に関するものであるかどうかは不明である。）

申立人は、前橋刑務所の在監者である。相手方に入所した被収容者は、平日や休日の余暇時間中にも座姿勢でいることを強制され、壁に寄り掛かることすら認められていない。このような措置は、身体の自由に対する必要な限度を超えた不合理な制限となるおそれがある措置である。このため、今後、被収容者が平日や休日の余暇時間中に適時に自由な体勢でいることを許容する措置をとるよう要望した。

4 裁判例

- (1) 東京地方裁判所1989（平成元）年2月23日判決・判例タイムズ713号136頁（確定）

未決被拘禁者が落書き等を理由になされた軽屏禁7日間等の処分は憲法13条、18条、21条、31条、36条に違反するとして国家賠償を請求した事案について、裁判所は、「軽屏禁罰の内容として監獄法六〇条二項は

「屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ昼夜屏居セシメ情状ニ因リ就業セシメサルコトヲ得」と規定しているところ、右規定からも軽屏禁罰は受罰者を罰室内に閉居させて外界と隔離し、そのことによって謹慎させ、精神的孤独のうちに反省、改悛を促すことを目的とするものであることは明らかであり、その目的を達成するために必要かつ合理的な一定の行為の禁止、制限は当然に同条の「屏居」の中に含まれていると解することかできるから、軽屏禁罰の内容が法律上明らかになっていないということとはできない。そして、軽屏禁罰の目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において受罰者が一定の行為について禁止、制限を受けたとしても、先に述べたとおり、監獄内の規律維持のために必要かつやむを得ないものとして、憲法の人権保障の条項に違反しないものというべきである。」「軽屏禁及び文書図画閲読禁止の懲罰が廊下に向かったの正坐又は安坐をすること、図画、文書の閲読禁止、面会の禁止（弁護士については許可することがある。）、発信、受信の禁止（訴訟関係等につき弁護士等には許可することがある。）、筆記の禁止（「意見陳述書」「保釈申請書」については許可することがある。）、洗濯の禁止（午後一時から三〇分のみ許可）、新聞購読の禁止及びラジオ放送の禁止を内容とすることは当事者間に争いがなく、〈証拠〉によれば、軽屏禁罰の執行中は、運動、入浴は一定限度に制限されることが認められるところ、軽屏禁罰の前記目的に照らせば、右の行為の禁止及び制限は右目的達成のために必要にして合理的なものであるということができるから、軽屏禁及び文書図画閲読禁止の懲罰の内容は憲法一三条、一八条及び二一条に違反するということとはできないし、行為の禁止、制限の程度から考えて残酷なものということもできないから憲法三六条に違反すると認めることはできない。」と判示した。

- (2) 名古屋地方裁判所2004（平成16）年8月26日判決・判例タイムズ1198号138頁（控訴棄却、上告不受理確定）

未決被収容者が拘置所職員に対する傷害事件により軽屏禁20日等の懲罰

を受け、その受罰中に居室内において布団を敷いて横臥していたところ、これを見た看守らが、軽屏禁の受罰姿勢は正座又は安座とされていたことから、起きるように指導したが、これに従わなかったところ、看守らから布団を取り去られ、肘をねじり上げるなどの暴行を受けたとして、国家賠償を請求した事案において、裁判所は、看守らによる暴行の事実は認めることができないとした上で、次のように判示して、布団を取り上げた行為を直ちに違法とすることはできないとした。

「ア 法60条2項は「屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ昼夜屏居セシメ情状ニ因リ就業セシメサルコトヲ得」と規定しているところ、当該規定からも、軽屏禁罰は、受罰者を罰室内に閉居させて外界と隔離し、そのことによって謹慎させ、精神的孤独のうちに反省、改悛を促すことを目的とするものであると解することができ、その目的を達成するために必要かつ合理的な一定の行為の禁止又は制限は、当然に同条の「屏居」の中に含まれていると解することができる。

この点、＜証拠略＞によると、名古屋拘置所は、軽屏禁中の受罰姿勢について、内規により、午前7時40分からの朝食後、午後4時50分の夕点検時までの間、食事及びトイレの時間を除いて、居室中央付近で、居室扉に向かい、正座又は安座するものと定めていることが認められるが、受罰姿勢に係る上記の内規の定めは、軽屏禁罰の目的に照らし、合理性がないとはいえない。

イ もっとも、拘置所が、受罰者に対し、上記内規の定める受罰姿勢に関して一切の例外を認めず、これに従わないことのみを理由に懲罰を科すなどして、これを厳格に強制すると、受罰者に対し、少なからぬ苦痛を与えることとなって、必ずしも相当とはいえない場合もあり得るものと解される。

しかしながら、上記認定事実のとおり、寅沢副看守長は、第2回

懲罰を告知する際、原告に対し、足がしびれたら適宜足を伸ばしてもよいことなどを説明しているし、〈証拠略〉によると、原告は、第2回及び第3回懲罰の受罰中、部屋の中を徘徊したり、布団の上に腰掛けていたり、布団を敷いて寝ていたりしており、これに対して拘置所は、横臥している原告に対して起きるように指導していたにすぎないことがうかがわれ、その他本件各証拠によるも、拘置所が原告に対し上記内規の定める受罰姿勢を厳格に強制していた事実はどうかがわからない。

ウ そして、軽屏禁罰の受罰者に対し、一定時間横臥していることを禁止することは、上記軽屏禁罰の目的に照らし、必要かつ合理的な行為の禁止又は制限に当たると解することができ、横臥している受罰者に対して起きるように指導することにも十分な合理性がある。また、平成9年11月10日付け書面は、居房内の動作要領について、身体不調者、自殺事故等の発見を容易ならしめるという動静視察上の支障の防止という観点から、被収容者に対して横臥しないように指導することは理由があると考えられる旨を示しており、このような動静視察上の支障の防止という観点からも、横臥している被収容者に対して起きるように指導することに合理性のあることを認めることができる。

そうすると、布団上に横臥している受罰者が、看守から起きるように指導されたにもかかわらずこれに従わない場合に、布団を取り上げることにより起きていることを強制することも、これが上記軽屏禁罰の目的等に照らして相当な方法で行われる限り、一応の合理性を有するものとして許容されるものと解され、これを直ちに違法ということはできないというべきである。

エ そこで検討するに、上記認定事実によると、原告は、居室内にお

いて布団を敷いて横臥していたところ、西石看守部長から起きるように指導されるもこれに従わず、その後、卯松統括から布団をたたんで起きるように指導され、寝ているなら布団を居室から出す旨伝えられたにもかかわらずこれに従わなかったというのであり、これに対して、戌橋看守は、原告の掛け布団を持ち上げたというにすぎないのであって、当該看守らの行為は、上記軽屏禁罰の目的に照らして不相当なものとはいえず、直ちに違法と解することはできない。

なお、原告は、受罰姿勢を強制することは、自由権規約7条が禁止する非人道的な取扱いや、国連被拘禁者処遇最低基準規則31条が禁止する体罰に該当するなど主張する。しかし、横臥している原告に対して起きるように指導し、これに従わない原告の布団を取り上げようとしたにすぎない拘置所の上記行為をもって、非人道的な取扱いであるとか、体罰であるなどとは到底いえないというべきである。この点は、後述する原告の受罰姿勢に対する拘置所の対応についても同様である。」

なお、上記の「後述する原告の受罰姿勢に対する拘置所の対応」に関する判示は以下のとおりである。

「ア 上記認定事実によると、原告は、己田看守長が居室扉を開いて受罰中の原告に起きるように指導したところ、こぶしを振り挙げて身構え、原告の腕をつかもうとした己田看守長の顔面を手拳で殴打し、その後看守らにうつ伏せに制圧されて金属手錠を装着されるも、激しく体を揺さぶるなどして抵抗し、エレベーター内においても「ファックユー、ファックユー」などと叫びながら体を揺さぶるなどの抵抗を続け、保護房に収容される際も、看守らが金属手錠を解除しようとするや、「ユー、キル」などと大声を発して立ち上がり、原告の右腕を制していた看守の大腿部を蹴りつけるなどの暴行をしたの

であり、これら一連の経過における原告の挙動からすると、当時原告は相当興奮した状態にあったことがうかがわれる。これらの事情を総合考慮すると、拘置所が、大声を発し続ける原告について、極度の興奮状態にあり、原告が職員に殴りかかるなどの暴行に出るおそれが顕著であるとして、保護房に収容する必要があると判断したことが、相当でないということとはできず、また、保護房に収容する際に、看守が原告の制止を解除すれば、原告が職員に殴りかかるなどの暴行に出るおそれが顕著であるとして、革手錠を使用する必要があると判断したことが、上記手錠の使用の必要性に関する判断基準に照らし、合理性を欠くものとはいえず、その他、本件各証拠によるも、上記の各判断に裁量権の逸脱等があると解すべき事情は認められない。

イ 原告は、受罰姿勢を強制することは違法であるなどとして、原告の行為は正当である旨主張する。

(ア) この点、上記認定事実によると、看守らは、布団を敷いて横臥していた原告に対して起きるように指導し、これに従わない原告の布団を取り上げようとしたにすぎないのであって、これを直ちに違法と評価できないことは、前述したところから明らかである。なお、己田看守長が原告の腕をつかみ、又は看守らが原告を制圧するなどした行為は、原告が己田看守長に向かってこぶしを振り挙げて身構え、己田看守長の顔面を殴打したことなどに対するものであって、受罰姿勢を強制しようとするものに向けられたものでないことは明らかである。

(イ) また、原告は、第2回及び第3回懲罰時には、拘置所は原告が受罰姿勢をとっていないことを容認していたのであって、拘置所の対応は一貫しない旨主張するが、前述のとおり、拘置所

は、第2回及び第3回懲罰時においても、横臥している原告に起きるように指導していたことがうかがわれるし、8月31日事件においても横臥している原告に対して起きるように指導しているのであって、拘置所の対応が一貫していないとはいえない。」

5 その他

(1) 行刑改革会議提言（2003（平成15）年12月22日）

行刑施設における規律と懲罰の在り方について「再検討する必要がある」ものとして、「いわゆる軍隊式行進の強制」と並んで「同様に見直しをすべきとの意見が強い、居室内における正座の強制や、刑務作業中の一瞬の脇見まで規則違反とすることなども見直すべきである。」とする。（20頁）

(2) 「逐条解説 刑事収容施設法 第3版」（林真琴ほか著、2017年、有斐閣）

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則86条2項による被収容者の生活及び行動の制限について、「例えば、謹慎の趣旨にふさわしい姿勢や態度をとるように指導すること」は許されるとする一方で、「ただし、正座を強制することは適当ではない。」として、上記(ア)の行刑改革会議提言を参照する。（783頁）

(3) 法務省・刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会（第256回） （2018（平成30）年11月15日）

閉居罰執行中の申告人が壁に寄りかかって座っていたため、職員から、居室内で体をつかまれた上、殴打されるなどされる違法な有形力の行使を受けたとする法務大臣に対する事実の申告について、「法務省意見相当」（身体に対する違法な有形力の行使は認められない。）との結論に至ったが、3名の委員から、「閉居罰執行中の着座姿勢については、行刑実務上、正座または安座をすることを指導しており、一時的に体を伸ばしたり膝をかかえて座る

など、より楽な姿勢をとることも容認されているとのことである。しかし、正座については、行刑改革会議の提言において、その強制は見直すべきであることが指摘されている。行刑実務における上記指導は強制ではないと解されるものの、刑事施設と受罰者との関係が対等ではないことを考えると、指導が事実上の強制にならないよう慎重な運用が望まれる。」との意見が述べられた。

第5 当委員会の判断

- 1 憲法36条が絶対的に禁止している「残虐な刑罰」の定義について、判例は、「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰」（最大判昭和23・6・23刑集2巻7号777頁）とする。また、日本国も批准する国際人権規約B規約は「何人も…残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い…を受けない。」としているところ、被収容者処遇の国際的標準化を図るものであると解される国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）は、被収容者への懲罰において禁止される「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」の一例として「体罰」を挙げ、これを禁止している。

正座又は安座の強制は、不必要な精神的、肉体的苦痛を伴う体罰に当たるので、憲法及び国際人権基準上、許されないというべきである。

前掲の裁判例も、受罰姿勢として正座又は安座を定める内規が、受罰者を罰室内に閉居させて外界と隔離し、そのことによって謹慎させ、精神的孤独のうちに反省、改悛を促すという軽屏禁の目的を達成するために必要かつ合理的な一定の行為の禁止又は制限として許容されるとする一方で、受罰者に対し、上記受罰姿勢に関して一切の例外を認めず、これに従わないことのみを理由に懲罰を科すなどして、これを厳格に強制すると、受罰者に対し、少なからぬ苦痛を与えることとなって、必ずしも相当とはいえない場合もあり

得るものと解される旨を判示しており、正座又は安座の指導が強制にわたる場合には違法な人権侵害となり得ることを前提としているものと解し得る。

- 2 本件では、相手方は、閉居罰の執行に当たって、処遇要領に基づき、被収容者に対して正座又は安座の姿勢をとらせるものとしているところ、これに従わずに同姿勢をとらなかった申立人に対し、そのことを理由の1つとして、閉居50日の懲罰を科している。そうすると、相手方は、申立人に対し、正座又は安座の姿勢を、懲罰の制裁を伴って強制しているものと評価せざるを得ない。かかる強制は、少なからぬ苦痛を与える体罰に当たり、申立人の人権を侵害するというべきである。

第6 相当とする措置について

相手方が申立人に対し、閉居罰の受罰姿勢として、少なからぬ苦痛を与えることとなる正座又は安座の姿勢を懲罰の制裁の下で強制したことは人権侵害であるところ、当会は2003年1月10日にもこのような強制を廃止するよう勧告したところであるから、今回改めて、このような強制を直ちにやめるよう勧告するのが相当である。

第7 結論

以上より、相手方に対し、閉居罰の受罰姿勢として正座又は安座の姿勢を強制することを直ちに中止するよう勧告するのが相当である。

以上